

7. 市民生活

○戸籍・住民登録等 (市全体)

1. 人口・世帯数・戸籍数

| 人口 | | | 世帯数 | 日本人 | | 外国人 | | 複数国籍 世帯数 |
|--------|---------|---------|--------|---------|--------|-------|-------|-------------|
| 男 | 女 | 計 | | 人口 | 世帯数 | 人口 | 世帯数 | |
| 58,578 | 61,170 | 119,748 | 45,096 | 116,647 | 43,138 | 3,101 | 1,633 | 325 |
| 戸籍 | | | | | | | | |
| 戸籍数 | 人口 | | | | | | | |
| 58,120 | 146,868 | | | | | | | |

(平成29年3月31日現在)

2. 各種証明書等交付

[戸籍関係]

(単位：件)

| 年度 | 戸籍謄・抄本 | 除籍・原戸籍 謄・抄本 | 戸籍・除籍 記載事項証明 | 受理証明 | 届書記載 事項証明 | 合計 |
|----|--------|----------------|-----------------|------|--------------|--------|
| 28 | 23,046 | 19,950 | 15 | 348 | 205 | 43,564 |

[住民登録関係]

(単位：件)

| 年度 | 住民票 件 | 住民票 記載事項証明 件 | 広域交付 住民票 件 | 閲覧 件 | 戸籍附票 件 | 合計 件 |
|----|----------|--------------------|------------------|---------|-----------|---------|
| 28 | 50,502 | 4,141 | 42 | 447 | 5,754 | 60,886 |

[行政証明関係]

(単位：件)

| 年度 | 印鑑証明 件 | 身分証明 件 | その他 件 | 合計 件 |
|----|-----------|-----------|----------|---------|
| 28 | 36,612 | 1,327 | 322 | 38,261 |

([その他] は、埋火葬許可再交付等)

3. 印鑑登録 (単位：件)

| 年度 | 印鑑登録件数 (再登録を含む) |
|----|-----------------|
| 28 | 3,645 |

4. 届出数

[戸籍関係]

(単位：件)

| 年度 | 出生 | 養子 縁組 離縁 | 婚姻 | 離婚 | 死亡 | 入籍 | 転籍 | 訂正 更正 | 不受理 申出 | その他 | 計 |
|----|-------|----------------|-------|-----|-------|-----|-----|----------|-----------|-----|-------|
| 28 | 1,381 | 124 | 1,371 | 258 | 1,688 | 202 | 428 | 86 | 27 | 181 | 5,746 |

[住民登録関係]

(単位：件)

| 年度 | 転入届 等 | 転居届 | 転出届 | 世帯変更届 | 出生 | 死亡 | その他 (職権による記載を含む) | 合計 |
|----|----------|-------|-------|-------|-----|-------|---------------------|--------|
| 28 | 2,304 | 2,145 | 2,717 | 1,191 | 902 | 1,293 | 2,793 | 13,345 |

[外国人住民国籍別人口]

(単位：人)

| 国籍・地域 | | 国籍・地域 | |
|-----------|-------|---------|-------|
| ブラジル | 1,609 | 米 国 | 35 |
| 中国・台湾 | 486 | タ イ | 31 |
| ペ ル ー | 217 | インドネシア | 12 |
| フィリピン | 200 | アルゼンチン | 13 |
| ボ リ ビ ア | 195 | ネ パ ー ル | 9 |
| 韓 国 ・ 朝 鮮 | 95 | そ の 他 | 75 |
| ベ ト ナ ム | 124 | 計 | 3,101 |

(平成29年3月31日現在)

5. 住居表示

| 年度 | 住居表示件数 (住居番号設定件数) |
|----|----------------------|
| 28 | 37 |

6. 住民基本台帳カード

| 住民基本台帳カード 有効枚数 |
|-------------------|
| 7,007 枚 |

(平成29年3月31日現在)

7. 個人番号（マイナンバー）カード

| 年度 | 個人番号（マイナンバー）カード 交付枚数 |
|----|-------------------------|
| 28 | 5,663 枚 |

○国民年金

1. 被保険者数

(平成 29 年 3 月末現在)

| 被 保 険 者 | | | | | 免 除 者 | | | | | 免除率 |
|---------------|--------------|-------------|---------------|-------------|------------|------------|----------|------------|------------|-----------|
| 第 1 号 被保険者 | 任意加入 被保険者 | 計 | 第 3 号 被保険者 | 合計 | 法定 免除者 | 申請 免除者 | 納付猶 予 | 学生 納付特例 | 計 | |
| 人 13,197 | 人 75 | 人 13,272 | 人 8,032 | 人 21,304 | 人 1,099 | 人 2,066 | 人 430 | 人 1,491 | 人 5,086 | % 38.5 |

2. 年金支払状況

国民年金

(平成 28 年 3 月末現在)

(平成 29 年 3 月末現在)

| 老齢給付 | 障害給付 | 遺族給付等 | 計 |
|-------------|------------|----------|-------------|
| 人 31,844 | 人 1,964 | 人 264 | 人 34,072 |

| 老齢福祉年金 |
|--------|
| 人 1 |

(数値：日本年金機構調べ)

○国民健康保険

1. 被保険者

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

| 総世帯数 | 総人口 | 加入世帯数 | 加入率 | 被保険者数 | 加入率 | 国保被保険者数内訳 | | | | |
|--------|---------|--------|-------|--------|-------|-----------|-------|------|------|--------------|
| | | | | | | 一般 | 割合 | 退職被保 | 割合 | 介護2号 (再掲) |
| 45,096 | 119,748 | 15,794 | 35.02 | 26,812 | 22.39 | 25,922 | 96.68 | 890 | 3.32 | 8,344 |

2. 国保料賦課基準

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

| 区 分 | | 賦課額の算定方法 | 医療保険分 (被保険者全員が負担) | 後期高齢者医療 制度支援金分 (被保険者全員が負担) | 介護保険分 (40～64歳の被保険者が負担) |
|-----|-----|--------------------|----------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 応能割 | 所得割 | 課税標準額(総所得金額－基礎控除額) | 7.20/100 | 2.50/100 | 2.40/100 |
| 応益割 | 均等割 | 被保険者1人につき | 25,700円 | 8,800円 | 10,900円 |
| | 平等割 | 1世帯につき | 20,200円 | 6,900円 | 5,800円 |

3. 保険給付

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | | 給付割合及び給付額 | | |
|---------|--|---|-----------------------------|----------|
| 療養の給付 | 一般 | 0～就学前 | : 療養に要した費用の8割給付 | |
| | 退職者医療 | 就学後～70歳未満 | : 療養に要した費用の7割給付 | |
| | | 70歳以上 | : 療養に要した費用の9割～7割給付 | |
| 高額療養費 | 同一月内に支払った医療費の自己負担分(1～3割)が高額になって一定の基準(自己負担限度額)に該当すると、その基準を超えた額を高額療養費として支給 | | | |
| | ●70歳未満の人の場合 | | | |
| | 区分 | 所得要件 | 3回目までの限度額 | 多数該当 |
| | ア | 901万円超 | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% | 140,100円 |
| | イ | 600万円超～901万円以下 | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% | 93,000円 |
| | ウ | 210万円超～600万円以下 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| | エ | 210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| | オ | 住民税非課税 | 35,400円 | 24,600円 |
| | ●70歳以上の人の場合 | | | |
| | 区分 | 外来(個人) | 入院(世帯) | |
| 区分Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 | | |
| 区分Ⅱ | | 24,600円 | | |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 | | |
| 現役並所得者 | 44,400円 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(多数該当44,400円) | | |
| 出産育児一時金 | 産科医療補償制度対象の出産: 420,000円 左記以外の出産: 404,000円 | | | |
| 葬祭費 | 50,000円 | | | |

○後期高齢者医療制度

1. 被保険者数等の状況

(平成29年3月31日現在)

| 総人口 | 世帯数 | 75歳以上人口 | 75歳以上／総人口 |
|--------------|--------------|-------------|------------|
| 人 119,748 | 世帯 45,096 | 人 16,785 | % 14.0% |

| 被保険者総数 | 75歳以上 | 65～74歳 |
|-------------|-------------|----------|
| 人 16,998 | 人 16,576 | 人 422 |

2. 高額療養費

自己負担限度額（月額）

(平成29年4月1日現在)

| 所得区分 | | 外来（個人単位） | 外来＋入院（世帯単位） |
|--------------|-----|----------|-------------|
| | | | |
| 現役並み所得者 | | 44,400円 | |
| 一般 | | 12,000円 | 44,400円 |
| 住民税 非課税世帯 | 区分Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| | 区分Ⅰ | | 15,000円 |

3. 保険料

(平成29年5月31日現在)

| | | |
|--------------|------|---------|
| 平成28・29年度保険料 | 均等割額 | 45,242円 |
| | 所得割率 | 8.94% |
| | 上限額 | 57万円 |

| | |
|--------------|--------|
| 平成27年度保険料収納率 | 99.81% |
| 平成28年度保険料収納率 | 99.75% |

○福祉医療

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

| | 区 分 | 助 成 要 件 | 所 得 制 限 | 受給者 |
|-----------------------|---|--|---|---------|
| 県 事 業 分 | 【40】 乳幼児 | 出生から就学前までの乳幼児 | なし | 6,088 人 |
| | 【41】 重度心身しょうがい者(児) | ①身体しょうがい1、2級の人、 ②知的しょうがい重度の人、 ③身体しょうがい3級かつ知的しょうがい中度の人、 ④特別児童扶養手当支給対象児童で1級の人 | 本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) | 962 人 |
| | 【42】 65～74歳老人 | 本人、配偶者、扶養義務者の全てが市民税非課税の世帯に属する65歳～74歳の人 | 本人、配偶者、扶養義務者に市民税が課税されている場合は助成対象とならない。 | 1,582 人 |
| | 【43】 母子家庭 | 配偶者のいない女子が18歳未満の児童を扶養している家庭、および父母のいない児童 | 本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限) | 2,064 人 |
| | 【44】 父子家庭 | 配偶者のいない男子が18歳未満の児童を扶養している家庭 | 本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限) | 192 人 |
| | 【45】 ひとり暮らし寡婦 | 以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人(65歳未満の人) | 本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) | 8 人 |
| | 【46】 ひとり暮らし高齢寡婦 | 以前母子家庭の母であった寡婦で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後も継続する人(65歳～74歳の人) | 本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) | 11 人 |
| | 【82】 重度心身しょうがい老人 | 後期高齢者医療被保険者で【41】の重度心身しょうがい者の要件に該当する人 | 本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) | 1,177 人 |
| 【83、84】 母子・父子家庭老人 | 【43】【44】の母子(父子)家庭老人(母子・父子家庭の父母が75歳に達したとき) | 本人、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (遺族基礎年金の所得制限) | 0 人 | |
| 市 単 独 事 業 | 【47】 重度心身しょうがい者(児) | 身体しょうがい3級、4級一部の人(後期高齢者医療の障害認定に該当する人) | 本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) | 220 人 |
| | 【85】 重度心身しょうがい老人 | 後期高齢者医療被保険者で【47】の重度心身しょうがい者の要件に該当する人 | 本人、配偶者、扶養義務者に一定以上の所得がある人は、助成対象とならない。 (老齢福祉年金の所得制限) | 516 人 |

| | 事 業 名 | 助 成 内 容 | 所 得 制 限 |
|-------------|------------|----------------|---------|
| 市 単 独 | 子ども医療費助成事業 | 小学生、中学生の入院費の助成 | なし |

○診療所

1. 浅井診療所

所在地 当目町84番地7
診療科 内科、小児科
医師 手操 忠善
診療時間 平日：午前9時から午後5時15分まで
木曜日：午前9時から午後0時30分まで
土曜日：午前9時から午後0時15分まで
休診日 日曜日、祝日、年末年始、第2・4土曜日
※ 年末年始は、12月29日から1月3日（以下同じ。）

2. 浅井東診療所

所在地 野瀬町828番地
診療科 内科、小児科、皮膚科
医師 松井 善典、宮地 純一郎、尾崎 真、中村 郁恵、中川 晃輔
診療時間 平日：午前9時から正午まで及び午後3時から午後6時まで
水曜日：午前9時から正午まで
土曜日：午前9時から正午まで
休診日 日曜日、祝日、年末年始

3. 中之郷診療所

所在地 余呉町中之郷2434番地
診療科 内科、小児科
医師 琴浦 良彦、辻本 健児、宮地 純一郎、中村 泰之
診療時間 平日：午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで
木曜日：午前9時から正午まで
土曜日：午前9時から正午まで
休診日 日曜日、祝日、年末年始、水曜日、第1・第3・第5土曜日

① 中之郷診療所今市出張診療所

所在地 余呉町今市546番地2
医師 辻本 健児
診療時間 隔週木曜日の午後2時00分から午後2時45分まで

② 中之郷診療所上丹生出張診療所

所在地 余呉町上丹生2483番地
医師 辻本 健児
診療時間 隔週木曜日の午後2時00分から午後2時45分まで

4. 塩津診療所

所在地 西浅井町塩津浜1458番地
診療科 内科、小児科
医師 木村 佳弘
診療時間 平日：午前9時から正午まで及び午後3時30分から午後5時30分まで
水曜日及び土曜日：午前9時から正午まで
休診日 日曜日、祝日、年末年始、第2・第4・第5土曜日

5. 永原診療所

所在地 西浅井町大浦2282番地
診療科 内科、小児科
医師 上田 祐樹
診療時間 月曜日から土曜日：午前9時から正午まで
(第2木曜日及び第4木曜日を除く。)
休診日 日曜日、祝日、年末年始、第1・第3・第5土曜日

① 永原診療所菅浦出張診療所

所在地 西浅井町菅浦218番地
医師 上田 祐樹
診療時間 第2木曜日及び第4木曜日：午前9時から正午まで

6. 浅井歯科診療所

所在地 野田町127番地
診療科 歯科
医師 林 浩志
診療時間 平日：午前9時から正午まで及び午後2時30分から午後6時まで
土曜日：午前9時から正午まで
休診日 日曜日、祝日、年末年始、木曜日

7. 中之郷歯科診療所

所在地 余呉町中之郷2434番地
診療科 歯科
医師 安福 美昭
診療時間 平日・土曜日：午前9時から午後1時まで及び午後2時から午後5時まで
休診日 日曜日、祝日、年末年始、水曜日

○環境保全

1. 公害対策

○公害防止協定の締結

市内の大規模工場や事業活動における環境への負荷が大きい企業等に対して、公害防止および環境保全に関する協定を締結しています。

○環境調査の実施

- ①水質 : 市内を流れる河川や工場排水、地下水等の調査を実施しています。
- ②大気 : NO_x (窒素酸化物)、SO_x (硫黄酸化物) および SPM (浮遊粒子状物質) の調査を実施しています。
- ③騒音・振動 : 北陸自動車道や一般主要道路の騒音・振動および一般環境の騒音調査を実施しています。

○公害関係苦情発生状況の推移

| 年 度 | 総計 | 大気 | 水質 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | その他 |
|----------|----|----|----|------|----|----|------|----|-----|
| 24(2012) | 68 | 4 | 24 | 0 | 14 | 0 | 0 | 9 | 17 |
| 25(2013) | 97 | 5 | 24 | 1 | 16 | 2 | 0 | 12 | 37 |
| 26(2014) | 93 | 1 | 28 | 1 | 16 | 4 | 0 | 21 | 22 |
| 27(2015) | 97 | 5 | 26 | 7 | 15 | 2 | 0 | 20 | 22 |
| 28(2016) | 65 | 1 | 23 | 1 | 4 | 3 | 0 | 7 | 26 |

2. 環境衛生

① ごみの減量化、再資源化の啓発

ごみの分別や3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進により、ごみの減量化、再資源化の取組みを啓発するため自治会等を対象に行政出前講座を行っています。

② 地域美化活動

県条例に定める「環境美化の日」「びわ湖の日」を基準日として5月30日前後に、各自治会での清掃活動を推進する「ごみゼロ大作戦」を、7月1日に「琵琶湖・余呉湖一斉清掃」を、12月1日前後に「県下一斉清掃」を行っています。

③ 不法投棄対策

地域住民と市が協働で不法投棄を未然に防止するため「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」に取り組む自治会および地域づくり協議会等と「きれいなまちづくりパートナーシップ協定」を締結しています。

3. 環境創造・環境教育推進

① 「環境にやさしい日」イベントの開催

長浜市環境基本条例で春分の日を「環境にやさしい日」と定めています。平成28年度は、3月11日(土)に「環境にやさしい生活フェア」を開催し、省エネ啓発やグリーンカーテンの作り方講座、エコドライブセミナー、創エネ体験などを行いました。

② アメニティ推進団体の支援

快適な環境(アメニティ環境)の保全および創出を目的にした事業を行う団体の活動を支援しました。

③ 長浜市水生生物少年少女調査隊「みずすまし」

この調査隊は、子どもたちが川で遊び、また楽しみながら水生生物を調べることによって川の実態を学ぶとともに環境保全への関心を高めるため昭和62年に結成されました。

平成28年度(第30期)は隊員539人(市内全小学校)が活動に参加し、これまで延べ6,442人が市内の河川を調査しました。こうした調査結果をまとめた冊子『子どもたち

が調べる水辺の生き物』を毎年発行しています。

④ ヨシの植栽

琵琶湖の原風景であり、多様な生態系を育むヨシ群落を復活させるため、市民ボランティアの力を借りながらヨシ苗マット10枚とヨシ苗100株を植栽しました。

4. 生活相談

① 消費生活相談

年々、相談内容が複雑多様化しており、投資詐欺に関する相談、幅広い年齢層からのネット被害に関する相談が増加しています。

| 年度 | 相談件数 |
|----|------|
| 24 | 474 |
| 25 | 561 |
| 26 | 629 |
| 27 | 571 |
| 28 | 590 |

② 消費生活に関する啓発イベントの開催

多様化する悪質商法や食品偽装など日常の暮らしが脅かされる事実が増える中で「賢い消費者」となるための様々な情報を発信することにより、被害の未然防止や意識の高揚を図っています。また循環型社会の構築に向けてリデュース（ごみの減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組事例を紹介する機会として生活フェアを開催しています。平成28年度は、3月11日に開催し、啓発寸劇や事例紹介、リフォーム作品の展示のほかリフォームファッションショー、エコバッグ作り講習などを実施しました。

③ 消費学習研究会の育成指導

健全で安心な生活を送るため、消費者自らが学習し実践していけるよう長浜市消費学習研究会に学習・啓発事業を委託しています。

④ 消費者教育、啓発事業

消費生活相談員が出前講座として自治会等に出向き、注意すべき消費者トラブルの事例等を紹介して啓発を行っています。平成28年度は、市民交流センターや各町自治会館等で23回開催し、延べ約711人の参加がありました。

5. 再生可能エネルギーの利活用

平成24年度に策定した「長浜市再生可能エネルギー利活用方策」に基づき、再生可能エネルギーの普及を促進しています。利活用方策では、平成32年度までに再生可能エネルギー導入量を7,000万kWh（平成24年度比約12倍）に拡大するという数値目標を設定（平成27年度に3,000万kWhから目標数値修正）しています。これは長浜市の全世帯の年間電力需要量5,192kWh（事業所除く）に換算すると約13,500世帯分に相当する量です。目標達成に向け、太陽光・太陽熱エネルギー、小水力発電、木質バイオマスエネルギーなどの導入および普及に向けた取組を行っています。

| 平成28年度の主な実施事業 | 件数 | 導入量(kWh) |
|--------------------------|------|----------|
| ①住宅用太陽光発電システム設置促進事業 | 138件 | 約88.9万 |
| ②事業用再生可能エネルギー発電設備等導入促進事業 | 3件 | 約10.3万 |
| ③市民団体発電取組支援事業 | 1件 | 約1.8万 |